

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に  
たるとは、そ  
の翌日)

## 目 次

◇規 則 鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規  
則(水産課)

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する  
規則(〃)

◇告 示 保険医療機関等の指定(保険課)

種畜証明書の交付(畜産課)

飼料の試験の結果の概要(〃)

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(農  
村整備課)

◇公 告 砂利採取業務主任者試験の実施(河川課)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

一 漁業近代化資金利子補給率を次のとおり変更することとし  
た。

四 具等の取得に必要な 資金	三 漁船漁具保管修理 施設等の改良、造成 又は取得に必要な 資金	二 総トン数二十トン 以上百トン未満の 漁船の建造等に必要 な資金	一 総トン数二十 十未満の漁船の 建造等に必要 な資金			資金の種類	利 子 補 給 率 (パーセント)
			船体以外の改 造に必要な資 金	二十トンの漁船 の建造に必要な 資金	二十トンの漁船 の建造等 に必要 な資金		
年二・五	年二・五 パーセント	年一・七 パーセント	年二・五 パーセント	年三・五 パーセント	年三・五 パーセント	現 行	漁業協同組合等が ける場合
年二・七	年二・七 パーセント	年一・四 パーセント	年二・七 パーセント	年二・七 パーセント	年三・七 パーセント	改 正 後	
年二・三	年二・三 パーセント	年一・五 パーセント	年二・三 パーセント	年三・三 パーセント	年三・三 パーセント	現 行	農林中央金庫が る場合
年二・五	年二・五 パーセント	年一・二 パーセント	年二・五 パーセント	年二・五 パーセント	年三・五 パーセント	改 正 後	
年二・〇五	年二・〇五 パーセント	年一・七 パーセント	年二・五 パーセント	年三・五 パーセント	年三・五 パーセント	現 行	漁業協同組合等が に貸し付ける場合
年一・七五	年一・七五 パーセント	年一・四 パーセント	年二・七 パーセント	年二・七 パーセント	年三・七 パーセント	改 正 後	
年〇・八五	年〇・八五 パーセント	年一・七 パーセント	年二・五 パーセント	年三・五 パーセント	年三・五 パーセント	現 行	漁業協同組合連合会 が他の漁業協同組合 等に貸し付ける場合
年〇・九	年〇・九 パーセント	年一・四 パーセント	年二・七 パーセント	年三・七 パーセント	年三・七 パーセント	改 正 後	
年〇・八五	年〇・八五 パーセント	年一・五 パーセント	年二・三 パーセント	年三・三 パーセント	年三・三 パーセント	現 行	農林中央金庫が に貸し付ける場合
年〇・九	年〇・九 パーセント	年一・二 パーセント	年二・五 パーセント	年二・五 パーセント	年三・五 パーセント	改 正 後	

八 漁場改良造成施設 の改良、造成又は 取得に必要な資金	年二・五 パーセント	年二・七 パーセント	年二・三 パーセント	年二・五 パーセント	年二・〇五 パーセント	年一・七五 パーセント	年〇・八五 パーセント	年〇・九 パーセント	年〇・八五 パーセント	年〇・九 パーセント
七 漁村情報処理、通 信施設等の改良、造 成又は取得に必要な 資金	―	―	―	―	年二・〇五 パーセント	年一・七五 パーセント	年〇・八五 パーセント	年〇・九 パーセント	年〇・八五 パーセント	年〇・九 パーセント
六 養殖種苗の購入 又は育成に必要な 資金	年二・五 パーセント	年二・七 パーセント	年二・三 パーセント	年二・五 パーセント	年二・五 パーセント	年二・七 パーセント	年二・五 パーセント	年二・七 パーセント	年二・三 パーセント	年二・五 パーセント
五 漁具(総トン数 百十トン未満の漁船 に係るものに限る) 及び養殖施設等の 取得に必要な資金	年二・五 パーセント	年二・七 パーセント	年二・三 パーセント	年二・五 パーセント	年二・五 パーセント	年二・七 パーセント	年二・五 パーセント	年二・七 パーセント	年二・三 パーセント	年二・五 パーセント
資金	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント

二 この規則は、公布の日から施行することとした。  
三 所要の経過措置を講ずることとした。

- ◇鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則
- 一 漁業経営安定資金に係る貸付利率を現行「年五パーセント以内」から「年五・五五パーセント」に引き上げることとした。
  - 二 漁業経営安定資金に係る利子補給率を現行「年二パーセント」から「年二・二パーセント」に引き上げることとした。
  - 三 この規則は、公布の日から施行することとした。
  - 四 所要の経過措置を講ずることとした。

規 則

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年六月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十八号

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則（昭和四十四年十月鳥取県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表漁業近代化資金の種類の欄中

1 2 に掲げる資金以外の資金	2 船体以外の部分の改造に必要な資金
--------------------	-----------------------

を

1 総トン数十トン未満の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が十トン未満である場合におけるその漁船の船体の改造に必要な資金

2 総トン数十トン以上二十トン未満の漁船の建造若しくは取得若しくは改造後の漁船の総トン数が十トン以上二十トン未満である場合におけるその漁船の船体の改造又は船体以外の部分の改造に必要な資金

に改め、同表利子補給率の欄中「年

三・五パーセント」を「年三・七パーセント」に、「年三・三パーセント」を「年三・五パーセント」に、「年二・五パーセント」を「年二・七パー

セント」に、「年二・三パーセント」を「年二・五パーセント」に、「年一・七パーセント」を「年一・四パーセント」に、「年一・五パーセント」を「年一・二パーセント」に、「年二・〇パーセント」を「一・七五パーセント」に、「年〇・八五パーセント」を「年〇・九パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の鳥取県漁業近代化資金利子補給規則第三条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承諾が行われている漁業近代化資金については、なお従前の例による。

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年六月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十九号

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則  
鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則（昭和五十六年六月鳥取県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号中「年五パーセント以内」を「年五・五五パーセン

ト以内」に改める。

第四条中「二パーセント」を「二・二パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第五百六十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

平成二年六月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
小林薬局マロニエ店	倉吉市昭和町一丁目二六一	平成二年六月一日

鳥取県立鳥取療育園	鳥取市江津二六〇	"
労働福祉事業団 山陰労災病院	米子市皆生新田二丁目八一	"
医療法人共済会 清水病院	倉吉市宮川町一二九	平成二年六月二日
山本内科医院	倉吉市宮川町二丁目七六	"
小谷医院	西伯郡名和町大字御来屋二四三一	平成二年六月十日
タナカ歯科医院	鳥取市弥生町二六一	平成二年六月一日
林歯科医院	鳥取市立川町二丁目一四三	"
ハヤシ歯科医院	鳥取市片原二丁目一八	"
益尾歯科医院	米子市道笑町一丁目一八	平成二年六月六日
美萩野歯科診療所	鳥取市美萩野一丁目一一八一五	平成二年六月一日
宮崎歯科医院	鳥取市吉成二二五	"
米増医院	倉吉市宮川町二五六	"
今井歯科クリニック	米子市上後藤六二二二	"
池田医院	日野郡日南町笠木一〇三六	"
ぬの皮膚科医院	倉吉市東巖城町五四	平成二年六月十一日

鳥取県告示第五百六十一号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八条第一項の規定に  
 基づき、同法第四条第一項本文の種畜証明書を次のとおり交付した旨の通  
 知を受けたので、同法第八条第二項の規定により告示する。

平成二年六月十五日

鳥取知事 西 尾 邑 次

積畜証明 書番 号	名 前	品 種	生年月日	産 地	血 統		級 別	飼養者の住所又は所在地 及び氏名又は名称
					父	母		
平2鳥取県 第1号	岸平茂	黒毛和種	63・9・23	八頭郡智頭町	第20平茂	かばざくら	級外	八頭郡智頭町 谷口雅人
平2鳥取県 第2号	秀茂実	"	1・5・8	"	第20平茂	第2ちづみのる	"	八頭郡河原町 谷口達雄
平2鳥取県 第3号	花藤気高	"	55・12・5	東伯郡関金町	気高富士	たみやまがみ	1級	倉吉市 穴戸忠博
平2鳥取県 第4号	第2気高富士	"	54・12・5	倉吉市	気高富士	くにもり	"	"
平2鳥取県 第5号	第5国気高	"	60・2・19	"	国気高	たみやまがみ	2級	"
平2鳥取県 第6号	第2国気高	"	58・6・10	"	国気高	みき28	"	"
平2鳥取県 第7号	伯耆富士	"	62・8・5	東伯郡関金町	気高富士	やまだひめ	1級	倉吉市 穴戸久信
平2鳥取県 第8号	白頭富士	"	62・11・20	倉吉市	気高富士	第2ひのでにしき	"	"
平2鳥取県 第9号	富背29	"	1・4・27	東伯郡赤碕町	富士森	よしつなぐれ27	"	東伯郡赤碕町 農林水産省鳥取種畜牧場
平2鳥取県 第10号	泰幹29	"	1・5・4	"	9中丸	すぎうら23	2級	"
平2鳥取県 第11号	鳳仁29	"	1・5・27	"	糸姫	第8ふくじんの7	"	"

平2鳥取県 第12号	裕沢29	〃	1・6・12	〃	豊光	さきとがね25	1級	〃
平2鳥取県 第13号	糸松15	〃	1・6・19	福島県	糸花	まつしげ	級外	〃
平2鳥取県 第14号	好桜	〃	53・11・14	気高郡鹿野町	城桜	第1ひろよし	特級	東伯郡赤碓町 鳥取県畜産試験場
平2鳥取県 第15号	糸北鶴	〃	55・8・2	倉吉市	第7糸桜	にしづる	1級	〃
平2鳥取県 第16号	豊松	〃	58・6・1	〃	豊光	いりざわ	特級	〃
平2鳥取県 第17号	北茂	〃	59・2・2	岩美郡岩美町	高茂	第3とがね	〃	〃
平2鳥取県 第18号	糸平茂	〃	59・2・2	八頭郡智頭町	糸北鶴	ひらしげよし	〃	〃
平2鳥取県 第19号	花氣高	〃	59・5・12	東伯郡東伯町	気高富士	みやさか	1級	〃
平2鳥取県 第20号	糸美裕	〃	59・8・1	八頭郡船岡町	糸美	第11たにふじ	〃	〃
平2鳥取県 第21号	富士米光	〃	59・10・28	西伯郡西伯町	気高富士	第3みやくら	〃	〃
平2鳥取県 第22号	茂高	〃	60・1・16	気高郡鹿野町	高茂	ふじひでこ2	〃	〃
平2鳥取県 第23号	花茂	〃	60・9・4	八頭郡智頭町	高茂	はなさき	〃	〃
平2鳥取県 第24号	茂裕	〃	60・12・6	日野郡日野町	高茂	うめ3	〃	〃
平2鳥取県 第25号	豊富	〃	60・12・15	東伯郡関金町	富士豊	ますおすぎもと	特級	〃
平2鳥取県 第26号	糸金波	〃	61・2・10	八頭郡智頭町	糸北鶴	まるげん	1級	〃
平2鳥取県 第27号	豊美	〃	61・7・2	日野郡日野町	豊光	やえ28	〃	〃



平2鳥取県 第28号	郷茂	"	61・11・3	倉吉市	高茂	ますおたかみ	"	"
平2鳥取県 第29号	高光	"	62・3・22	日野郡日南町	高茂	はつひかり	"	"
平2鳥取県 第30号	富士平茂	"	62・1・10	八頭郡船岡町	気高富士	第15ありひらしげ	"	"
平2鳥取県 第31号	東気高	"	62・4・18	東伯郡東伯町	気高	おおつか	"	"
平2鳥取県 第32号	森栄	"	62・8・25	西伯郡西伯町	富士森	第5さかえ	"	"
平2鳥取県 第33号	芳富士	"	63・5・15	日野郡溝口町	気高富士	あやめ1	"	"
平2鳥取県 第34号	高森	"	63・5・18	八頭郡船岡町	富士森	第2きたひらしげ	"	"
平2鳥取県 第35号	元気	"	63・11・6	東伯郡赤碓町	気高	たに1	"	"
平2鳥取県 第36号	金富士	"	63・11・20	日野郡溝口町	気高富士	さなえ	"	"
平2鳥取県 第37号	富士光	"	1・1・22	日野郡日南町	気高富士	たかひめ	"	"
平2鳥取県 第38号	晴富士	"	1・4・10	東伯郡東伯町	気高富士	いとはる	"	"
平2鳥取県 第39号	北平茂	"	1・4・1	八頭郡東家町	糸平茂	52きたお	"	"
平2鳥取県 第40号	第7茂鶴	"	63・11・13	東伯郡赤碓町	糸北鶴	わかこ7	"	"
平2鳥取県 第41号	イワチハヤチネダゲル 1-893-1005-2036 -84	大ヨーク シャーン	1・7・14	岩手県	イワ86-5172-5094 -6065	イワチハヤチネダゲル 1-871-1001-2024 -215	2級	西伯郡西伯町 鳥取県中小家試験場
平2鳥取県 第42号	イワチハヤチネダゲル 1-893-1005-2036 -85	"	1・7・14	"	イワ85-5172-5094 -6065	イワチハヤチネダゲル 1-871-1001-2024 -215	"	"
平2鳥取県 第43号	130ワラツジエレベル ワキネルド8-5	デムロツク	62・5・15	西伯郡西伯町	177ワラツジエリ レベル5-9	257ワキネルド ロージードルーム 4-7	1級	"

平2鳥取県 第44号	サクラ20187-8002	"	62・1・10	広島県	サクラ201 85-8175	サクラ201 85-9052	2級	"
平2鳥取県 第45号	サクラ401-88-6067	大ヨーク シャム	63・5・18	茨城県	クニワスカトナ ミラーズ 85-6241	サクラ401 86-7303	"	"
平2鳥取県 第46号	サクラ40188-6057	"	63・5・1	"	サクラ401 87-6028	サクラ401 87-7084	"	"
平2鳥取県 第47号	73トヨセリチナハイオ ニテ7-3	ラソドブレ ンス	1・3・14	西伯郡西伯町	197トヨセリチ ミヤ6-3	227ハイオニテ レンジャーレンジャー 6-3	"	"
平2鳥取県 第48号	117トヨセリチアリー 7-3	"	1・3・20	"	197トヨセリチ ミヤ6-3	300アリーレンジャー アリー6-4	"	"
平2鳥取県 第49号	138レンジャーボスマン アリー7-3	"	1・3・22	"	270レンジャー ボスマンアリー6-4	218トヨアリー アリー6-3	"	"
平2鳥取県 第50号	150アリーセリチレン ジャー7-3	"	1・3・23	"	334アリーセリチ アリー6-4	42レンジャーアリー レンジャー6-3	"	"
平2鳥取県 第51号	192トヨセリチレンジャ ー7-3	"	1・3・29	"	197トヨセリチ ミヤ6-3	96ミヤトヨ レンジャー6-3	"	"
平2鳥取県 第52号	206トヨアジューデソ トアリー7-3	"	1・3・29	"	243トヨ アジューデソ ボスマン6-3	337アリーレンジャー アリー6-4	"	"
平2鳥取県 第53号	269トヨセリチボスマ ン7-4	"	1・4・2	"	197トヨセリチ ミヤ6-3	111ボスマン レンジャーアリー6-3	"	"
平2鳥取県 第54号	336レンジャーボスマン アジューデソ7-4	"	1・4・26	"	186レンジャー ボスマンアリー 6-3	137アジューデソ アリー6-3	"	"
平2鳥取県 第55号	378レンジャーボスマン アリー7-5	"	1・5・1	"	39レンジャー ボスマンレンジャー 6-3	301アリーレンジャー アリー6-4	"	"
平2鳥取県 第56号	389アリーセリチレン ジャー7-5	"	1・5・2	"	142アリーセリチ アリー6-3	273アリーミヤ レンジャー6-4	"	"
平2鳥取県 第57号	135サクラゴールド エフピー4-5	デュロック	1・5・7	"	サクラ201 87-8022	30ゴールド アジューエフピー 7-1	1級	"
平2鳥取県 第58号	サクラ201 89-8090	"	1・3・28	広島県	サクラ201 85-8045	サクラ201 85-9127	2級	"
平2鳥取県 第59号	第61栄光	黒毛和種	61・11・1	西伯郡西伯町	第7栄光	たず	"	西伯郡西伯町 畑田則彦



玉野市 加藤製油株式会社 岡山工場		アルファブローク	2.4	9.1	3.7	4.2	6.7	1.93	0.31													
神戸市 近畿くみあい飼 料株式会社本社 工場	米子市昭和町10 鳥取県経済農業 協同組合連合会 米子支所昭和町 事業所	くみあい配合飼料 ビーナスター前期	2.3	15.0	3.3	4.4	5.1	0.72	0.57													
		くみあい標準配合飼料 肉牛用やまと育成	2.4	15.8	3.3	4.8	7.0	1.02	0.68													
境港市 松景精麦株式会 社山陰工場	境港市外江町37 49 松景精麦株式会 社山陰工場	くみあい配合飼料 子牛育成用ニューブリー ドレベルット	2.4	18.2	3.2	4.7	6.5	0.96	0.70													
		加熱庄べんとうもちし	2.5	8.6	2.9	2.4	1.4	0.07	0.19													
境港市 大伸水産海洋 資源科学工場	境港市昭和町13- 10株式会社大伸水 産海洋資源科学工 場	加熱庄べんとうもちし	2.5	8.5	2.9	2.7	1.3	0.07	0.20													
		大伸水産フイッシュミ ル	2.5	69.8	8.8		14.4	4.27	0.55													
境港市 山陰くみあい飼 料株式会社	境港市外江町37 48-1 山陰くみあい飼 料株式会社	くみあい標準配合飼料 成鶏用エックスマッシュ17	2.4	17.8	5.2	2.8	11.0	3.47	0.75											2810		
		くみあい配合飼料 成鶏用スターレイヤー17	2.5	17.7	5.4	3.1	11.1	3.50	0.73												2810	
	料株式会社	くみあい配合飼料 和牛繁殖連産1号	2.5	17.1	2.7	5.9	7.0	0.92	0.86												13.6 67.5	
		くみあい配合飼料 黄金マッシュ	2.5	16.7	3.3	2.2	4.0	0.64	0.50													14.1 77.0
		くみあい養豚用配合飼料 ヒゲイイトC春秋用	2.5	15.7	3.5	2.4	3.8	0.62	0.48													18.0 77.1
		くみあい養豚用配合飼 料ひまわりポーケB	2.5	17.0	3.9	2.5	4.3	0.66	0.54													
		くみあい二種混合飼料 中目	2.5	9.7	3.8	1.9	1.8	0.18	0.35													

注 1. 飼料の名称の欄中「**●**」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づき規格適合表示飼料であることを示す。  
2. 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合は、備考の欄に該当成分の過不足量（絶対量）を示す。

鳥取県告示第五百六十三号

米子市上安曇三六八細田勝美ほか八人が行う土地改良事業に係る上安曇地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年六月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間  
平成二年六月十六日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
米子市役所
- 四 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

公 告

砂利採取法（昭和48年法律第74号）第15条第1項の規定により、平成元

年度の砂利採取業務主任者試験を、次のとおり実施する。

平成 2 年 6 月 15 日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 試験科目及び試験の時間

試 験 科 目	試験の時間
ア 砂利の採取に関する法令 イ 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）	午前10時から 正午まで

2 試験の期日及び場所

- (1) 試験の期日 平成2年7月31日（火）
- (2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目271

鳥取県職員会館第2会議室

3 受験手続

次の書類を最寄りの土木事務所に提出すること。

- (1) 受験願書
- (2) 履歴書

受験願書及び履歴書は、土木事務所に備え付けてある所定の用紙を使用すること。

(3) 写真

手札型とし、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像でその裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものを願書に添付すること。

## 4 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 5,400円

## (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄に  
はり付けること。

## 5 受験願書の提出期間

平成2年7月2日(月)から同月13日(金)まで(郵送の場合は、7  
月13日(金)までの消印のあるものは有効とする)。

## 6 受験願書を提出した者には、受験票を交付する。

## 7 不明な点は、最寄りの土木事務所にお問い合わせること。